コンビニ交付サービスに関するＱ＆Ａ

Q．通知カードでコンビニ交付サービスを利用できますか？

Ａ．通知カード（マイナンバーを確認するための紙カード）では、コンビニ交付サービスをご利用いただくことはできません。コンビニ交付サービスの利用には、マイナンバーカードが必要です。

Q．個人情報は守られますか？

Ａ．請求者ご自身がマルチコピー機のタッチパネルを操作して、申請から証明書の受領まで行います。また、証明書の印刷後は、マルチコピー機の証明書データを完全に消去するなど安全対策を行っております。

Q.タッチパネルを押し間違えて、必要な項目が入っていない証明書が出てきました。差し替えをしてもらえますか？

Ａ．証明書の差し替えや返金はできません。タッチパネルの内容をよくご確認の上、操作していただきますようお願いします。

Q．暗証番号を忘れてしまい、ロックがかかり利用できなくなりました。どうしたらいいですか？

Ａ．暗証番号を３回連続で間違えると、ロックがかかりコンビニ交付サービスの利用ができなくなります。役場住民課で暗証番号の再設定を行ってください。再設定には、マイナンバーカードの他、運転免許証等の身分証明書が必要です。

【住民票について】

Q．住民票の写しにマイナンバー（個人番号）の記載があるものを取れますか？

Ａ．記載事項選択でマイナンバー（個人番号）の記載を「有」に指定するとマイナンバーの記載がある住民票をお取りいただけます。

※マイナンバー（個人番号）を記載した住民票の写しの提出は、法律により行政機関、地方公共団体、独立行政法人のほか、社会保障、税、災害対策の手続きを行う民間事業

者に限定されていますので、提出先にマイナンバー（個人番号）を記載した住民票の写しが必要か事前に確認してください。

Q.住民票の写しに「特別永住者」の記載があるものを取れますか？

A．記載事項選択で「法第３０条の４５に規定する区分」を「有」に指定してください。
「在留資格等」を選択しても特別永住者の記載はされませんので、ご注意ください。

【課税証明書について】

Q．過去の年度分の課税証明書は取れますか？

A．最新年度分の課税証明書のみの対応となるため、取得できません。
（毎年、６月に最新年度に切り替わります）

Q．自分自身の収入が無く、親族の扶養に入っているため、申告はしていませんが、課税証明書は取れますか？

A．申告書などの課税資料の提出をされている方のみ取得できます。課税資料の提出が無い場合は、窓口のみでの発行となります。

Q．最近、他市から岬町に引っ越してきたのですが、課税証明書は取れますか？

A．住民税は１月１日に住民登録のある市町村で課税されます。１月１日時点で岬町に住民票がある場合は、その年の６月以降に課税証明書の取得が可能になります。なお、１日１日時点、岬町に住民登録がない場合は、転入前の市町村での取得になります。
（詳しくは、転入前の市町村にお問合せください。）

Q．岬町から他市へ転出しましたが、課税証明書は取れますか？

A．岬町から他市へ転出している場合は、コンビニ交付サービスのご利用はできません。
窓口での取得か、郵送請求での取得になります。